下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会
（平成１８年度第３回）議事要旨

第１　日時

平成１８年１１月１７日（金）午後零時１５分

第２　場所

仙台高等裁判所第２会議室

第３　出席者

（委　員）　阿部則之（委員長）・河上正二・小西敏美・鈴木宏一・野家啓一

（庶　務）　佐藤仙台高裁総務課長・出羽仙台高裁総務課課長補佐

（説明者）　秋葉仙台高裁事務局長

第４　議題

１　平成１８年度第２回仙台地域委員会議事要旨の確定について

２　提供された情報の取扱いについて

第５　議事

１　平成１８年度第２回仙台地域委員会議事要旨の確定について

庶務案について，審議の上，確定された。

２　提供された情報の取扱いについて

(1)　Ａから提供された情報について

裁判所から取り寄せた判決，審判書等の写しの内容を踏まえた上で，前回に引き続き審議がなされ，「判決については，丁寧に事実をまとめており，特に非難されるような状況ではないとの感想を持った。主観的な評価の部分

が若干出ているのが気にならないわけではないが，結論を導くプロセス自体に問題があるわけではなく，中央の委員会に対し，否定的な評価の意見を付して送るようなものではないと考える。」，「主観的な評価を判決の中で触れることは個性の表れのひとつであって，再任の適否に影響はなく，判決書等からは，公平な判断がなされているものと感じた。」，「個性的というより，裁判官の判断過程を明確にしたとの見方もでき，裁判官の適格性については問題ないと考える。」などの意見が出された。その上で，委員長において，要旨「本情報は指名の適否に関する情報として必ずしも十分なものとは言えないと思料するが，具体的な事実を示して，顕名で寄せられた情報であることから，送付することとした。」旨の地域委員会の意見を付し，取り寄せた判決，審判書等の写しを添付した上で，中央の委員会に送付することで取りまとめがなされ，了承された。

(2)　Ｂから提供された情報について

本情報については，具体的事実の摘示がなされているとは言えないとの意見に対し，「段階的評価であればそう言えるが，この程度の記載でも具体的事実の摘示があったと言えるものと考える。裁判官としての適否の情報として十分かどうかはまた違った問題である。」などの意見が出された。その上で，委員長において，要旨「本情報は具体性に乏しく，主として，事件審理等を通じて抱いた本裁判官への印象や評価を記載したものであり，指名の適否に関する情報として必ずしも十分なものとは言えないと思料するが，顕名で寄せられた情報であることから，送付することとした。」旨の地域委員会の意見を付した上で，中央の委員会に送付することで取りまとめがなされ，了承された。

(3)　Ｃほかから提供された３件の情報について

委員長において，「いずれの情報も評価の具体的な理由の記載が抽象的であり，評価の根拠となる具体的な事実の記載がほとんどなく，指名の適否に

関する情報足り得るかどうか少なからず疑問ではあるが，顕名による情報提供であることから，送付することとしたものである。」旨の地域委員会の意見を付した上で，中央の委員会に送付することで取りまとめがなされた。